**宣　　誓　　書**

一般競争入札実施要領を承知の上、下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

また、落札者となった場合、同要領第26（設計協議）について誠実に履行します。

令和　　年　　月　　日

東京都住宅政策本部長　殿

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　実印

記

1. 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者)
2. 「東京都暴力団排除条例」第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団関係者
3. (２)及び(３)に掲げる者から委託を受けた者並びに(２)及び(３)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
4. 「東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱」(平成18年４月１日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
5. 経営不振の状態(次に挙げる例による)にある者
6. 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づき会社の特別清算開始の申立てがなされたとき、破産法(平成16年法律第75号)第18条及び第19条の規定に基づき破産手続き開始の申立てがなされたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第１の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第１項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者を除く。
7. 直近１年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を完納していない者
8. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過していないものの統制下にある者
9. 「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」(昭和62年１月14日付61財経庶第922号)第５条第１項に基づく排除措置期間中の者

(10) 住宅展示場(１展示場の敷地面積が3,000㎡以上かつ展示棟数が10棟以上)の運営実績を有しない者